

# 静岡県警察旗の制式及び運用に関する訓令の制定について

(昭和59年8月24日甲通達装第24号)

このたび、「静岡県警察旗の制式及び運用に関する訓令」を制定し、昭和59年9月1日から施行することとしたが、制定の趣旨及び運用上の留意事項は、次のとおりであるから所属職員に周知し、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

## 記

### 第1 制定の趣旨

静岡県警察を表徴し、警察職員の士気の高揚を図るため静岡県警察旗（以下「警察旗」という。）を制定し、その使用基準、使用手続、保管等について必要な事項を定めたものである。

### 第2 運用上の留意事項

#### 1 警察旗の使用（第3条関係）

- (1) 「静岡県警察が主催する主要な行事」とは、年頭訓辞、年頭視閲、永年勤続表彰式、殉職警察職員の追悼式、慰霊祭等の行事をいう。
- (2) 「警察職員の団体活動等」とは、県警察が主催する術科、スポーツ等の各種大会、表彰式、各種式典等をいう。
- (3) 「その他警察本部長が必要と認めるとき」とは、前2項以外で所属長が本部長の承認を得たとき及び警察本部長が必要と認め指示したときをいう。

#### 2 警察旗の保管、管理（第4条関係）

警察旗は、使用する場合を除き、常に本部長室に掲げておくものとし、保管責任者が保管管理をするものとする。

#### 3 使用手続及び取扱い（第5条関係）

##### (1) 使用手続

行事等を主催する所属長は、「警察旗使用申請書（様式第1号）」により本部長の承認（保管責任者を經由）を受け、使用するものとする。

##### (2) 取扱いの適正化

警察旗を使用する所属長は、警察旗の取扱責任者を定め、汚損、き損等のないようにその取扱いには十分留意すること。

##### (3) 備付簿冊

保管責任者は、「警察旗使用簿」（様式第2号）」を備付け、使用のつどその状況を記載し、警察旗の使用状況を明らかにしておかなければならない。